資料２

育成就労制度の概要

技能実習制度・特定技能制度の概要等

技能実習制度・特定技能制度の概要

【 技能実習制度 】（平成５年創設） ＜90職種、約40万人＞

- 人材育成を通じた国際貢献を目的（人材確保の手段でない旨法定）
- 受入企業が計画に基づき実習実施/監理団体による実習監理
- 本人意向の転籍は原則不可
- 技能実習機構による指導監督・相談・支援

５年後見直し（R4.11）の時期が到来

【 特定技能制度 】（平成３１年創設） ＜12分野（※１）、約20万人＞

- 人手不足分野における人材確保を目的
- 日本語(Ｎ４相当)及び技能の試験合格等を要件として雇用（※２）
- 特定技能１号は相当程度の知識又は経験を必要とする技能、特定技能２号は熟練した技能を要する業務
- 受入上限を分野別に設定
- 本人意向の転籍は分野の中では自由
- 登録支援機関等による支援

２年後見直し（R3.4）の時期が到来

※１　１２分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（介護分野以外の全ての分野において特定技能２号への移行が可能（介護分野については、 現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があるため、対象となっていない。）。）

※２　技能実習２号（３年間）修了後は、試験免除により同一分野の特定技能１号への移行が可能
（約９割の実習生は移行可能であり、実際に特定技能労働者の約３／４が技能実習からの移行）

【技能実習・特定技能の流れ】

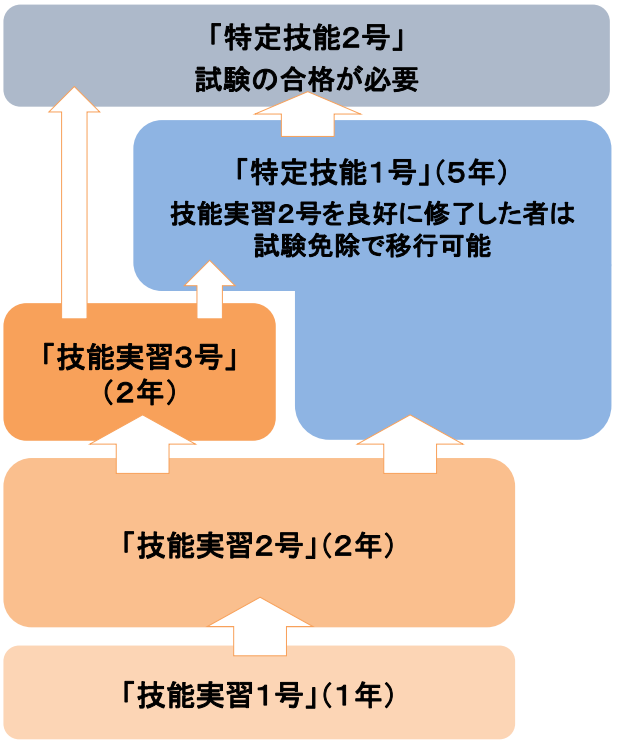

両制度の主な課題・論点

【 技能実習制度 】

① 制度目的と運用実態（国内での人材確保や人材育成）のかい離
② 技能実習生の立場に立った転籍の在り方
③ 監理団体による監理等の体制や技能実習機構の相談・支援体制の充実
④ 技能実習生の日本語能力不足

【 特定技能制度 】

① 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築
② 受入れ見込み数の設定の在り方
③ 大都市集中防止

※そのほか、有識者会議では、特定技能については、労働者の支援の脆弱性や業所管の取組のモニタリングの欠如といった指摘が構成員からなされている。

技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。
※令和４年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

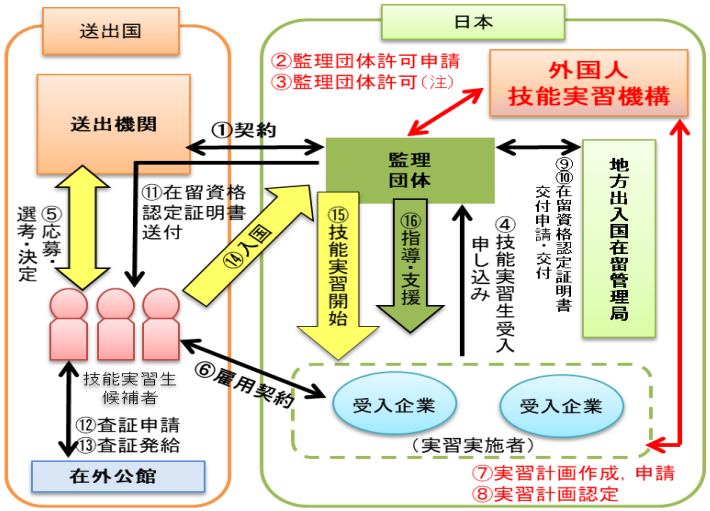

注：外国人技能実習機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

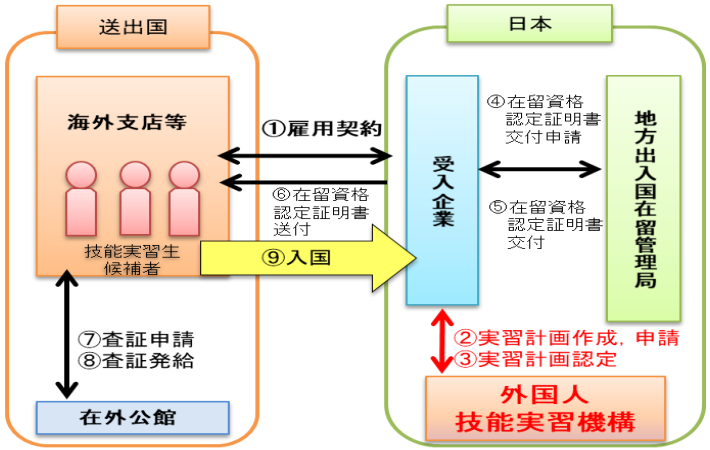

技能実習の流れ

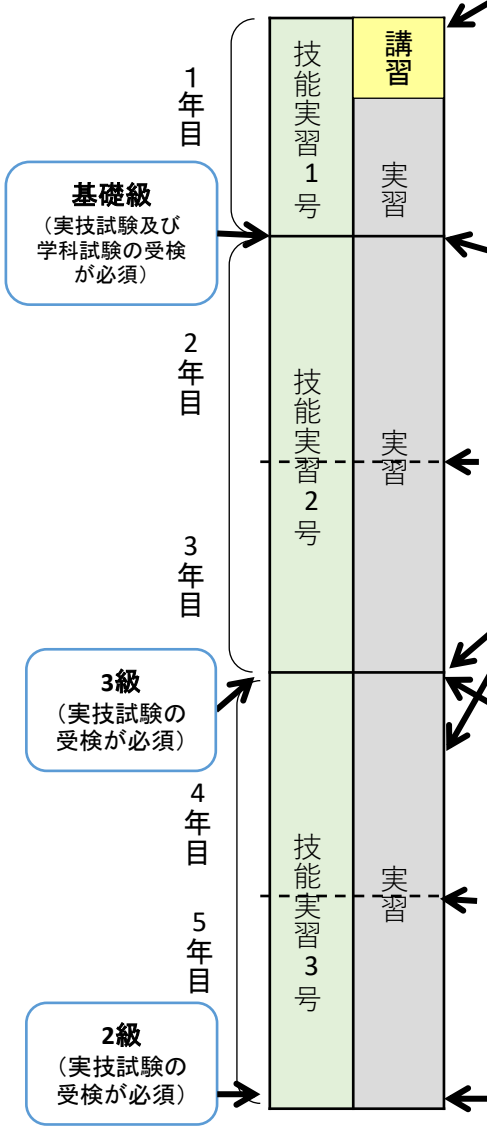

○入国　在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

講習（座学）
実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施　（雇用関係なし）

実習
実習実施者で実施（雇用関係あり）
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者　：所定の技能検定等（**基礎級等**）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（1か月以上）
※ 第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）

②対象者　：所定の技能検定等（**3級等**）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

技能実習制度の現状

1　令和4年末の技能実習生の数は、324，940人

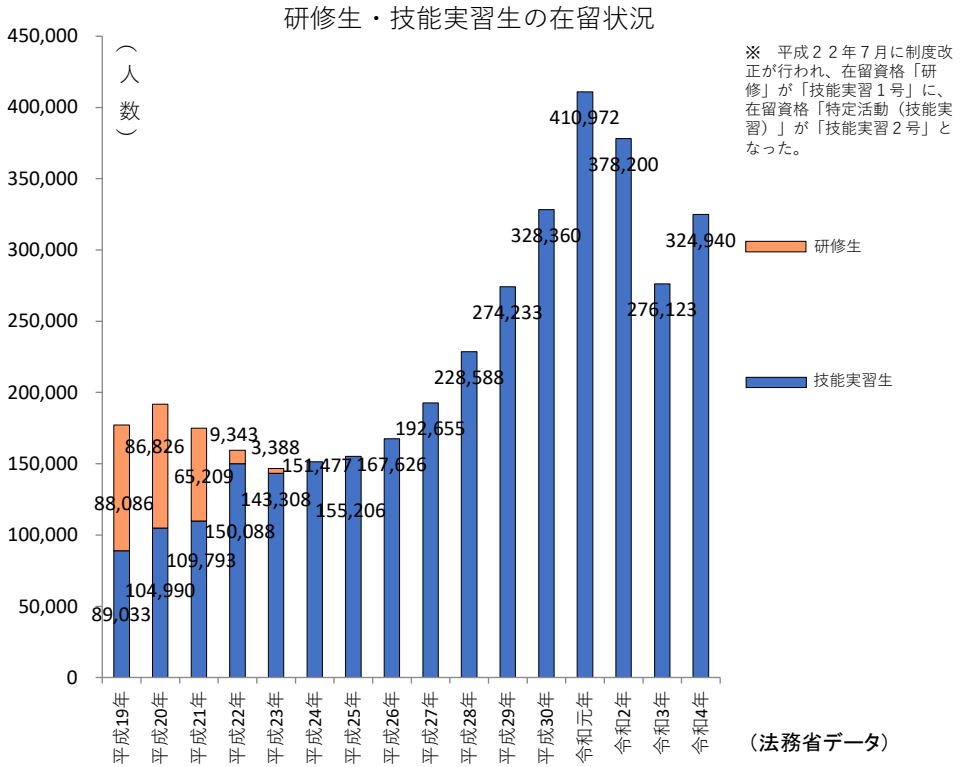

（法務省データ）

2　受入人数の多い国は、①ベトナム　②インドネシア　③フィリピン

令和4年末　在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比（%）

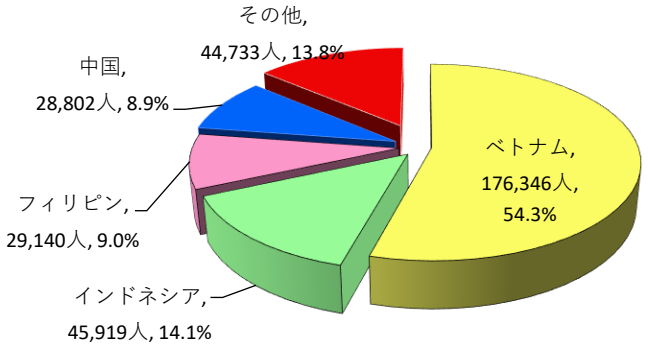

（法務省データ）

3　職種別では、①建設関係　②食品製造関係　③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数（構成比）」

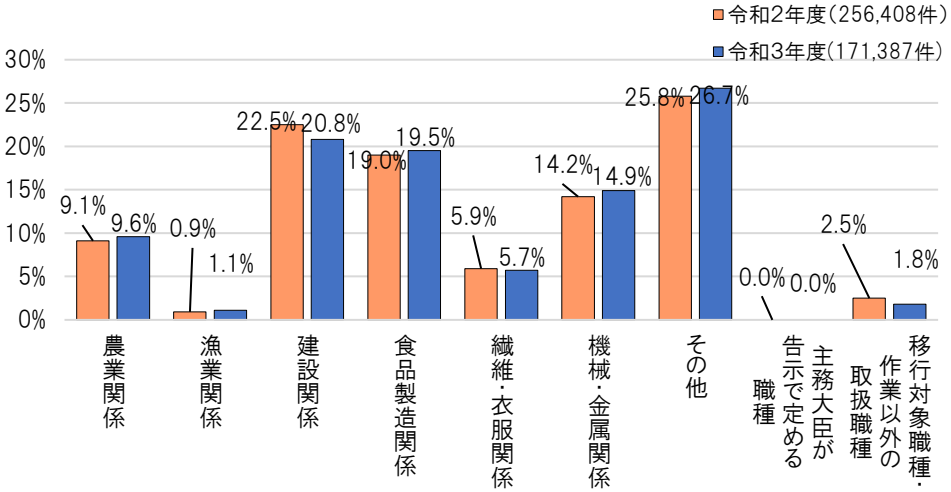

※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

（令和3年度「外国人技能実習機構統計」）

4　団体監理型の受入れが98．3%

令和4年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数

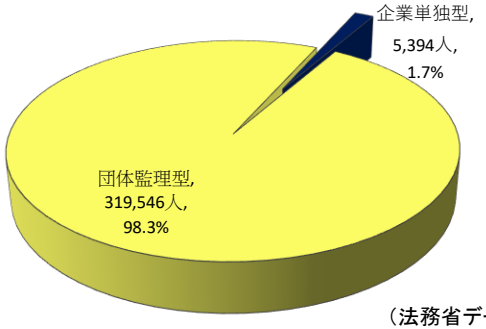

（法務省データ）

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ①

現状

○　技能実習２号移行対象職種・作業（全87職種159作業）のうち、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業は約30%（27職種47作業）である。

○　技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業等は、約15%（356,356件中52,166件（※））を占める。（※）第１号技能実習計画認定件数（直近３年度分）

イメージ

技能実習

技能実習２号移行対象職種・作業

○農業関係（２職種６作業）
○漁業関係（２職種10作業）
○建設関係（22職種33作業）
○食品製造関係（11職種18作業）
○機械・金属関係（15職種29作業）
○その他（8職種15作業）
○社内検定型（１職種１作業）

○繊維・衣服関係（13職種22作業）
○その他（12職種22作業）
○社内検定型（２職種３作業）
※１号技能実習計画認定数のうち約８%を占める。

令和３年度	73,504件うち5,959件（8.1%）
令和２年度	92,801件うち6,617件（7.1%）
令和元年度	190,051件うち15,011件（7.9%）

61職種
112作業

技能実習２号良好修了者は試験免除で移行可能

特定技能

特定産業分野（全12分野24業務区分）

技能実習２号移行対象外のもの（１年を上限）

自動車組立て、クリーニング、物流、デジタルピッキングなど

※様々あるが分類ごとに集計が困難
※１号技能実習計画認定数のうち約７%を占める。

令和３年度	73,504件うち3,151件（4.3%）
令和２年度	92,801件うち6,524件（7.0%）
令和元年度	190,051件うち14,904件（7.8%）

対応する特定産業分野なし

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ②

技能実習２号移行対象職種・作業一覧

黄色部分：対応する特定産業分野なし

1　農業関係（２職種６作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果　樹
畜産農業●	養　豚
	養　鶏
	酪　農

2　漁業関係（２職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3　建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と　び	と　び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左　官	左　官
配　管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表　装	壁　装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘　削
	締固め
築　炉	築　炉

（注１）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注２）このうち80職種144作業については、３号まで実習可能
（△のある職種・作業を除く）。

4　食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5　繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染　色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6　機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛　造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6　機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7　その他（20職種37作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印　刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製　本	製　本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗　装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶　接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介　護●	介　護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装

○　社内検定型の職種・作業（２職種４作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態

技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

＜支払の状況＞ （n=2,182）

支払あり	送出機関のみ	1,572人
	仲介者（送出機関以外）のみ	11人
	送出機関及び仲介者の双方	231人
いずれにも支払なし		294人
いずれか一方への支払について不明		74人

支払費用の平均額（国籍別）

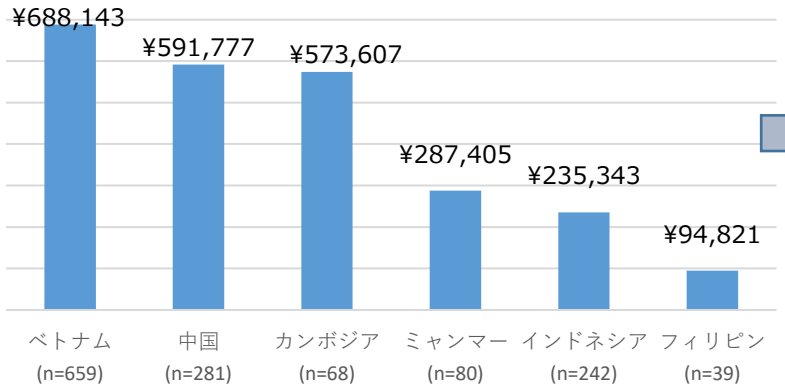

支払額の平均
（n=1,369）
542,311円

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

借金の有無とその金額

借金の有無

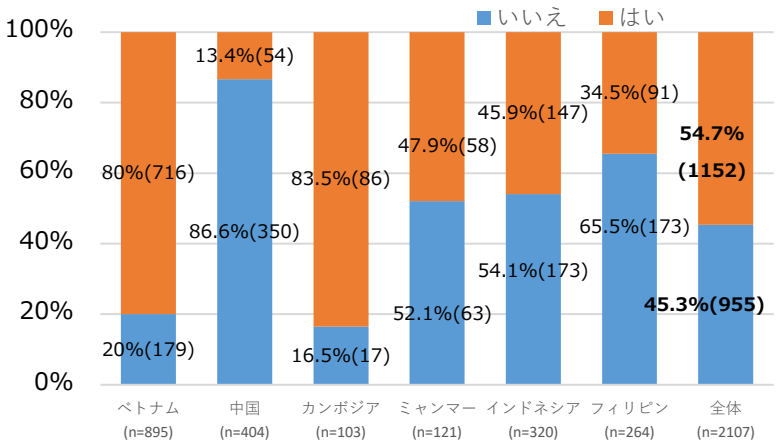

借金の平均額（国籍別）

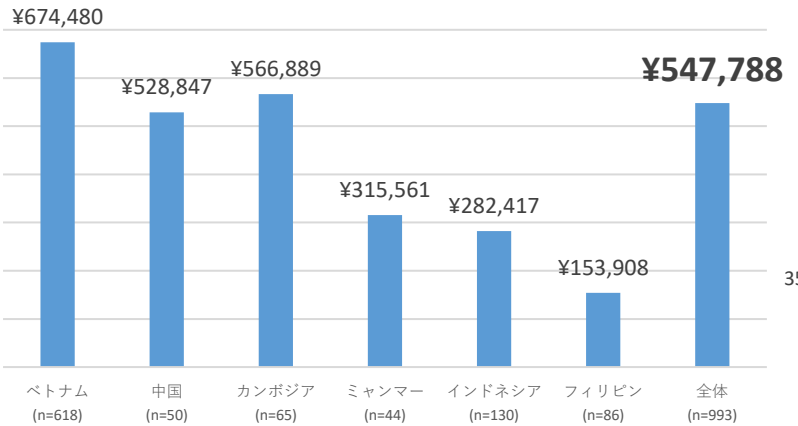

借金をしている（していた）者の返済期間

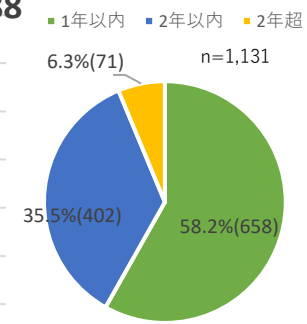

（出典）出入国在留管理庁「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」（令和４年７月）

特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

○　特定技能の求職において仲介者（国内外問わない。）を利用していた外国人の割合は95%
○　そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%

特定技能の求職における仲介機関の利用の状況

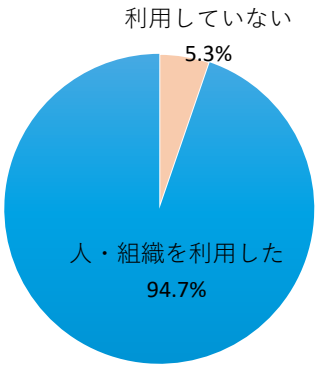

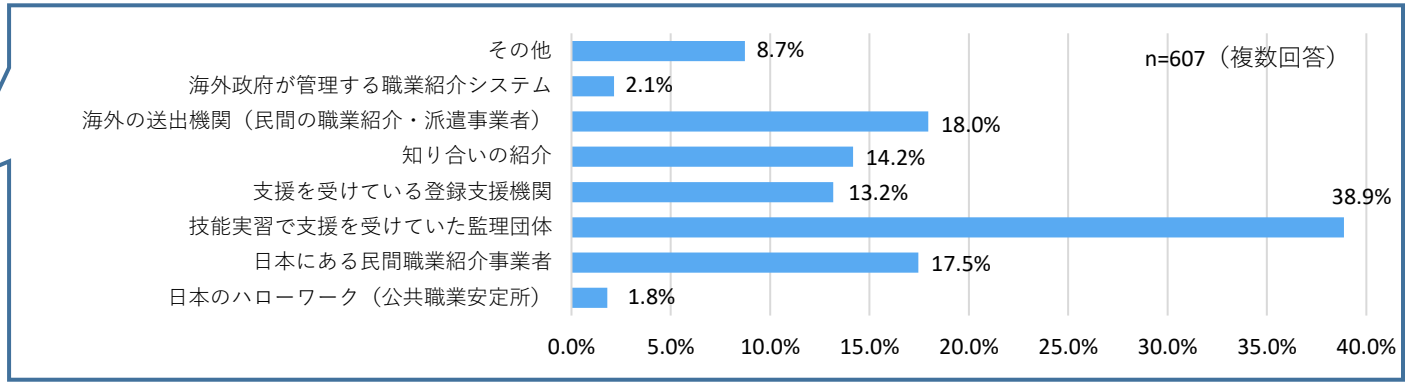

仲介機関に支払った手数料を借金で賄った金額及び人数

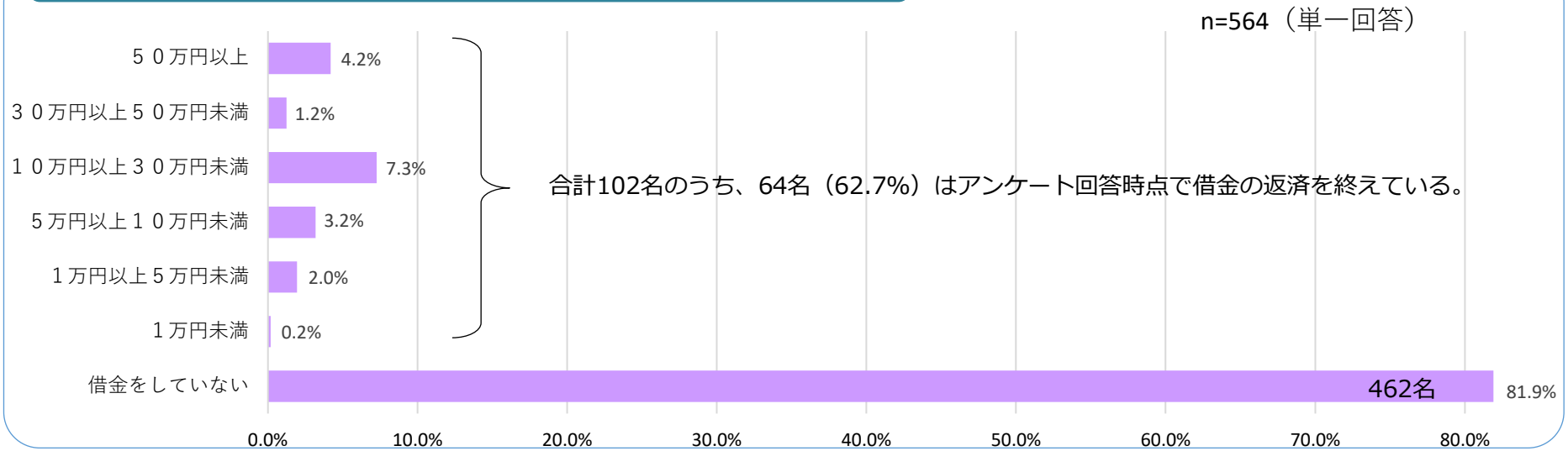

合計102名のうち、64名（62.7%）はアンケート回答時点で借金の返済を終えている。

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和４年７月）

② 提言

1　新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に３年間の育成期間で、特定技能１号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。

※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2　新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。

※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。

- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（育成開始から１年経過・育成終了時までに試験を義務付け）。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3　受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。
- 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4　新たな制度における転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
  - ➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が１年超／技能検定試験基礎級等・日本語能力Ａ１相当以上の試験（日本語能力試験Ｎ５等）合格／転籍先機関の適正性（転籍者数等））を設け、同一業務区分に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補塡が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が２年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5　監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
  - ➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。
  - ➢ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。

※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6　特定技能制度の適正化方策

- 新たな制度から特定技能１号への移行は、以下を条件。
  ①技能検定試験３級等又は特定技能１号評価試験合格
  ②日本語能力Ａ２相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
  ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長１年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化／支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能１号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7　国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8　送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め（ＭＯＣ）により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9　日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
  - ➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
    特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(〃N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
    特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(〃N3等)合格

  ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

１０　その他（新たな制度に向けて）

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって１年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1　総論

○　現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。

○　企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。

○　特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2　外国人の人材確保

（1）受入れ対象分野

○　「特定産業分野」に限定して設定。

○　技能実習２号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。

（2）受入れ見込数

○　対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。

（3）設定の在り方

○　有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。

（4）地域の特性等を踏まえた人材確保

○　自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。

○　季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3　外国人の人材育成

（1）人材育成の在り方

○　基本的に３年間の就労を通じた育成期間において特定技能１号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

（2）人材育成の評価方法

○　以下の試験合格等を要件とする。

①就労開始前　日本語能力Ａ１相当以上の試験（日本語能力試験Ｎ５等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

※受入れ機関は１年経過時までに同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。

※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。

②特定技能１号移行時　技能検定試験３級等又は特定技能１号評価試験合格
日本語能力Ａ２相当以上の試験（Ｎ４等）合格

※試験等に不合格となった者について、最長１年の在留継続を認める。

③特定技能２号移行時　特定技能２号評価試験等合格／日本語能力Ｂ１相当以上の試験（Ｎ３等）合格

（3）日本語能力の向上方策

○　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。

○　Ａ１相当からＡ２相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4　外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

（1）「やむを得ない事情がある場合」の転籍

○　「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。

（2）本人の意向による転籍

○　（１）の場合以外は、３年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。

ア　同一の機関において就労した期間が一定の期間（注１）を超えている
イ　技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注２）
ウ　転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

（注１）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに１年～２年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で１年とすることを目指しつつも、１年を超える期間を設定する場合、１年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

（注２）各分野で、日本語能力Ａ１相当の水準から特定技能１号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

○　転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補塡を受けられるようにするための仕組みを検討。

○　転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5　関係機関の在り方

（1）監理支援機関・登録支援機関

○　監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

○　特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。

（2）受入れ機関

○　受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。

（3）送出機関

○　二国間取決め（ＭＯＣ）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、ＭＯＣ作成国からのみ受入れ。

○　手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。

（4）外国人育成就労機構

○　外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6　その他

○　制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。

○　業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。

○　人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。

○　移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。

○　新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。

○　永住許可制度を適正化。

育成就労制度の概要

令和６年６月２１日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和６年６月２１日から起算して３年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の目的	「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での３年間の就労を通じて**特定技能１号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。 （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・分野別運用方針	育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。
育成就労計画の認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（３年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。
監理支援機関の許可制度	（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。
適正な送出しや受入環境整備の取組	・送出国と**二国間取決め（ＭＯＣ）の作成**や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など**、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

技能レベル 高

（就労開始までに）
○ **日本語能力Ａ１相当以上の試験**（日本語能力試験（ＪＬＰＴ）のＮ５等）**合格**
or
○ それに相当する**日本語講習の受講**

○ **技能検定基礎級等**
＋
○ **日本語試験**（Ａ１相当以上の水準から特定技能１号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定）

⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

○ **技能検定試験３級や特定技能１号評価試験**
＋
○ **日本語能力Ａ２相当以上の試験**(ＪＬＰＴのＮ４等)

※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能１号で入国することも可。

○ **特定技能２号評価試験**
＋
○ **日本語能力Ｂ１相当以上の試験**（ＪＬＰＴのＮ３等）

育成就労（３年間）
（注１）

受入れの範囲：育成就労産業分野（注２）

特定技能１号（５年間）

特定技能２号（制限なし）

（注１）特定技能１号の試験不合格となった者には再受験のための最長１年の在留継続を認める。

（注２）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ

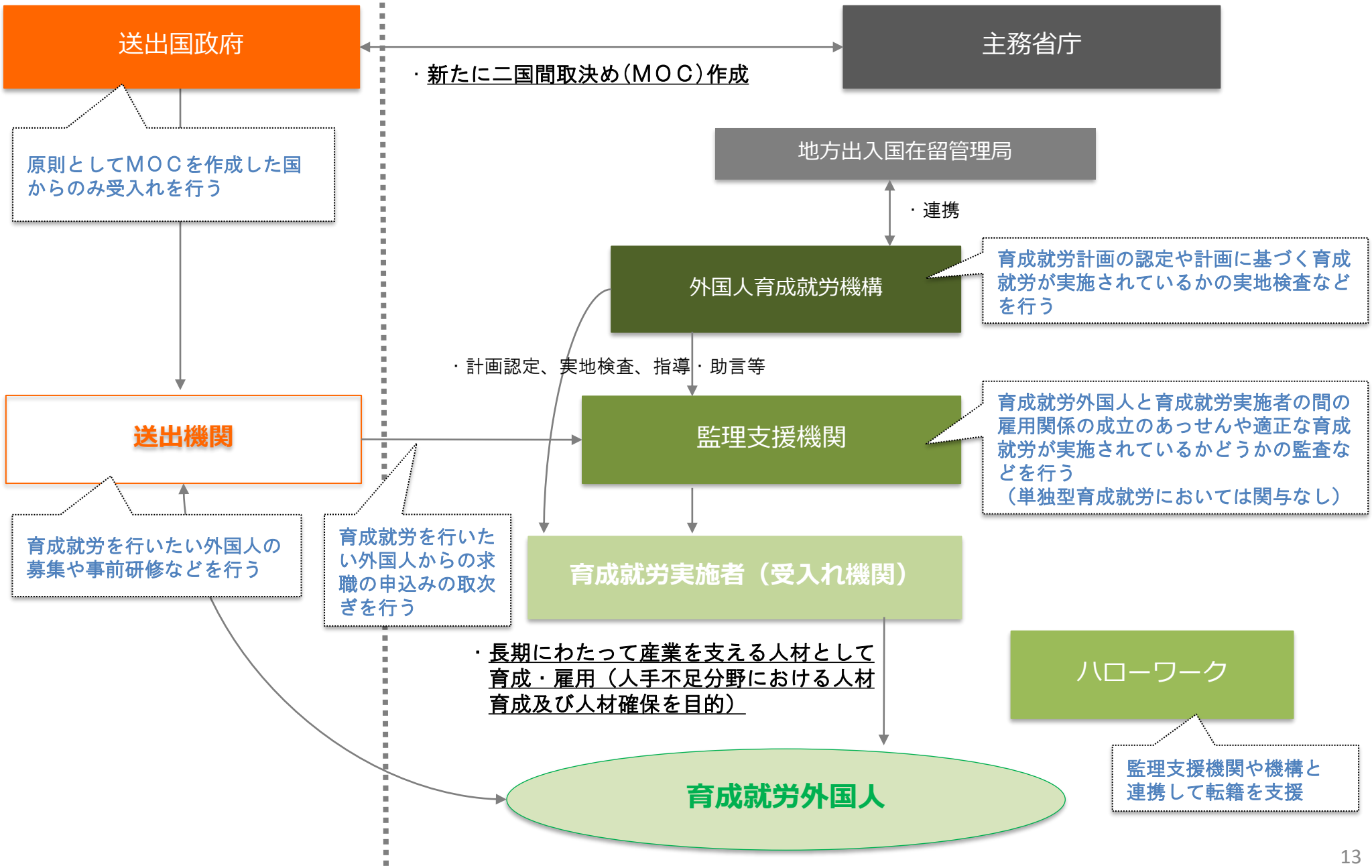

施行までのスケジュール（予定）

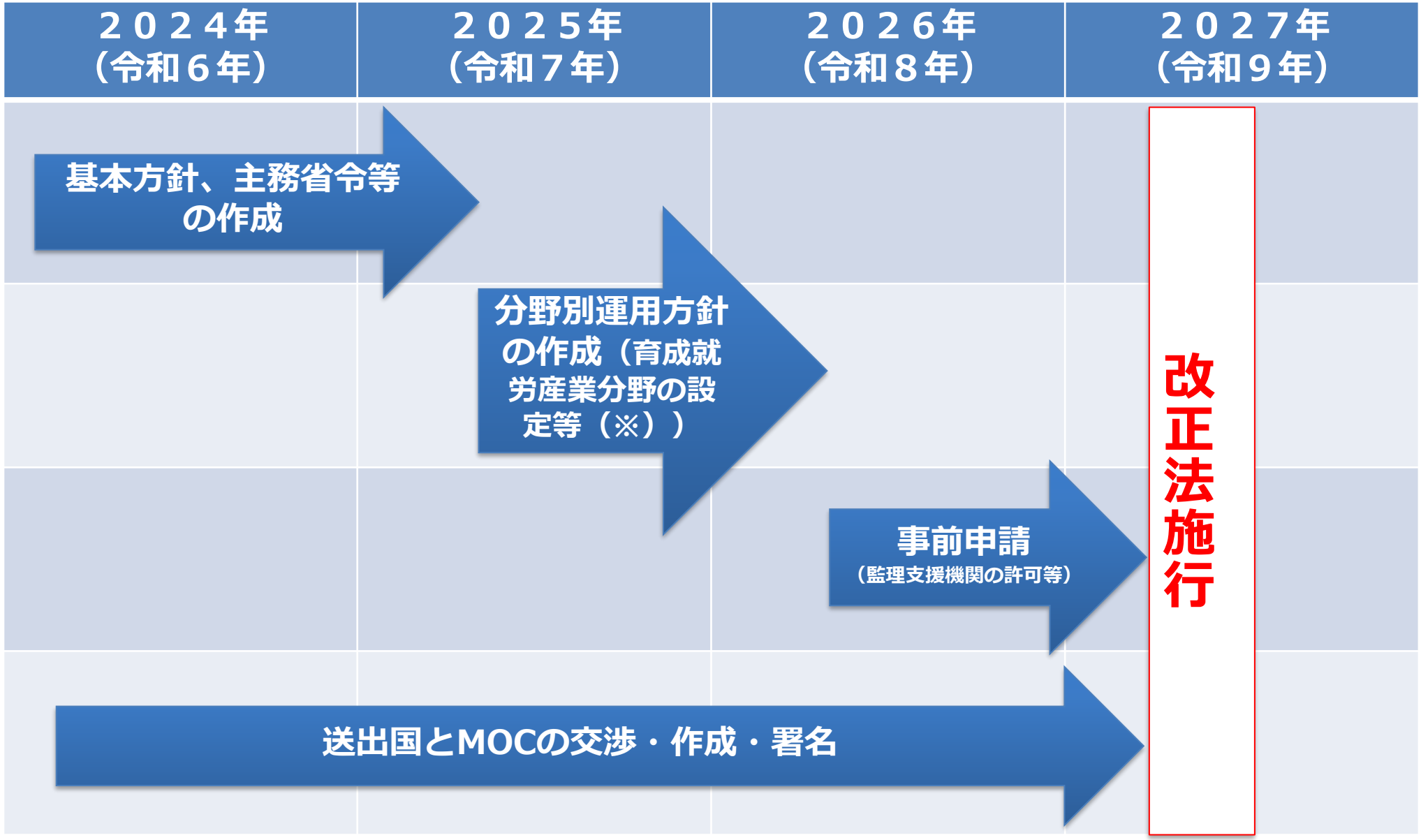

※　育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行う**ことができます（注１）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません。**
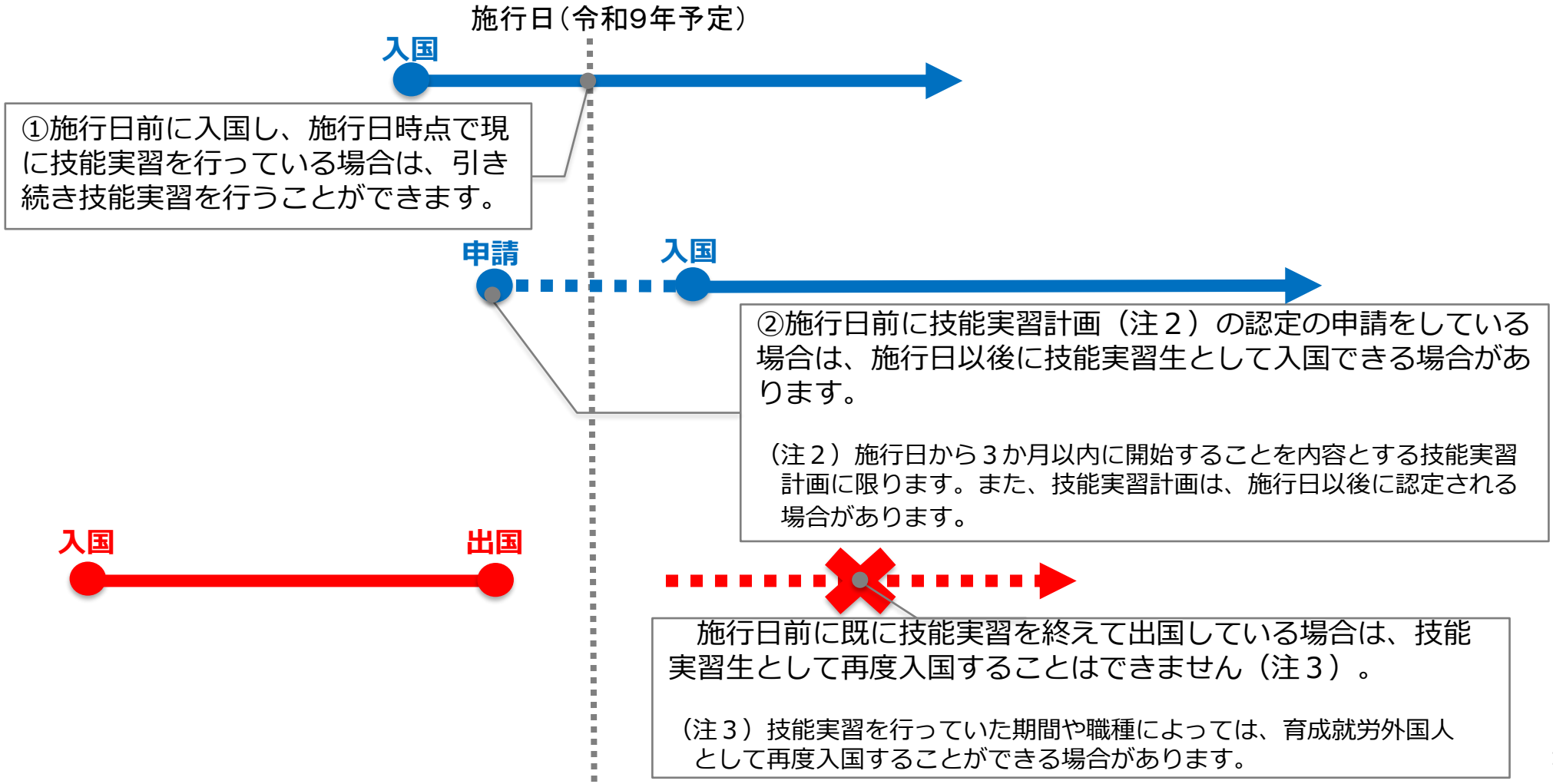
（注１）施行日時点で技能実習１号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習２号への移行ができますが、施行日時点で技能実習２号で在留する方の技能実習３号への移行については、一定の範囲のものに限られます。